

指針② 長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針 (新旧対照表)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 定義 (略)</p> <p>第2章 附属機関</p> <p>第3 設置 (略)</p> <p>第4 委員の定数等 (略)</p> <p>第5 委員の選任</p> <p>附属機関の委員の選任に当たっては、次のことに配慮する。</p> <p>(1) 任期は、1期2年を目途に最長3期又は6年までとする。</p> <p>(2) <u>若者(概ね39歳以下)</u> その他幅広い年齢層からの参画を得るよう選任する。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>第6 委員の報酬額 (略)</p> <p>第7 個人番号の取扱い (略)</p> <p>第8 会議の公開等</p> <p><u>(削除)</u></p> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>改正後の第8には、見直し後の指針①「審議会等の会議の公開に関する指針」の規定(第3から第7)を組入れる</p> </div>	<p style="text-align: center;">長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 定義 (略)</p> <p>第2章 附属機関</p> <p>第3 設置 (略)</p> <p>第4 委員の定数等 (略)</p> <p>第5 委員の選任</p> <p>附属機関の委員の選任に当たっては、次のことに配慮する。</p> <p>(1) 任期は、1期2年を目途に最長3期又は6年までとする。</p> <p>(2) <u>若年層</u> その他幅広い年齢層からの参画を得るよう選任する。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>第6 委員の報酬額 (略)</p> <p>第7 個人番号の取扱い (略)</p> <p>第8 会議の公開等</p> <p><u>「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則として会議を公開し、透明性の向上を図るとともに、会議資料や会議録を市ホームページに掲載するなどして会議内容の情報提供に努める。</u></p>

改正後

改正前

第8 会議の公開基準

附属機関の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、例外的に非公開とすることができるものとする。

- (1) 長野市情報公開条例第7条各号で規定する非公開情報に該当する事項を審議及び意見聴取等する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議及び意見聴取等に著しい支障が生ずると認められる場合
- (3) 行政処分、不服審査、職員処分等に関する事項について審議及び意見聴取等する場合

第9 会議の非公開の決定

(1) 附属機関の会議の非公開の決定は、原則として附属機関の長が、当該会議に諮って行うものとする。初回の会議等であらかじめ会議に諮ることができない場合は、事務局の長が事前に委員の意見を聴くなどの方法により、非公開を決定することができるものとする。

ただし、前項の規定により、あらかじめ会議の議題の内容が非公開の事由に該当することが明らかである場合は、この限りでない。

- (2) 附属機関が会議を公開しないことを決定したときは、その理由を示さなければならない。
- (3) 非公開であっても、答申等の最終結果（非公開情報に係る部分を除く。）を市のホームページ等により公表すること。また、必要に応じて、附属機関の長の会見、事務局による取材対応その他の当該附属機

見直し前の指針①の規定（第3から第7）

第3 会議の公開基準

審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、例外的に非公開とすることができるものとする。

- (1) 個人に関する情報を審議等する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障が生ずると認められる場合
- (3) 公開すること自体が、公の福祉等に反すると認められる場合

第4 会議の非公開の決定

(1) 審議会等の会議の非公開の決定は、原則として審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

ただし、前項の規定により、あらかじめ会議の議題の内容が非公開の事由に該当することが明らかである場合は、この限りでない。

- (2) 審議会等が会議を公開しないことを決定したときは、その理由を示さなければならない。
- (3) 非公開であっても、審議内容を明らかにするよう努めるものとする。最終結果については、審議会等の長の会見を行う。

改正後	改正前
<p><u>関において適当と認める方法により</u> 審議内容を明らかにするよう努めるものとする。</p> <p>第10 公開の方法</p> <p>(1) <u>附属機関</u>の会議の公開は、<u>附属機関</u>の長が、希望する市民等に傍聴を認めることにより行うものとする。</p> <p>(2) <u>附属機関</u>を公開で行う会議においては、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席、記者席を設けるものとする。多数の場合は、公平性を期し、抽選により決定する等の措置をとる。また、傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、会議資料のうち、非公開情報に係る資料及び参考資料を除く。</p> <p>(3) <u>附属機関</u>の長は、公開にあたり、会議が公正かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に努めるものとする。</p> <p>第11 会議開催の周知</p> <p>(1) 附属機関の会議を開催するにあたっては、当該会議開催の一週間前までに、<u>次に掲げる会議開催情報を</u>公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときはこの限りでない。</p> <p><u>ア 会議の名称</u></p> <p><u>イ 開催日時</u></p> <p><u>ウ 開催場所</u></p> <p><u>エ 議題</u></p> <p><u>オ 公開・非公開の別</u></p> <p><u>カ 非公開の場合にあつては、その理由</u></p> <p><u>キ 公開の場合にあつては、傍聴者の定員及び傍聴の手續</u></p>	<p>第5 公開の方法</p> <p>(1) <u>審議会等</u>の会議の公開は、<u>審議会等</u>の長が、希望する市民等に傍聴を認めることにより行うものとする。</p> <p>(2) <u>審議会等</u>を公開で行う会議においては、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席、記者席を設けるものとする。多数の場合は、公平性を期し、抽選により決定する等の措置をとる。また、傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、会議資料のうち、非公開情報に係る資料及び参考資料を除く。</p> <p>(3) <u>審議会等</u>の長は、公開にあたり、会議が公正かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に努めるものとする。</p> <p>第6 会議開催の周知</p> <p>(1) 審議会等の会議を開催するにあたっては、<u>開催日程等について</u>当該会議開催の一週間前までに公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときはこの限りでない。</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>公開・非公開会議に関わらず、会議開催情報を市公式ホームページ等により公表すること。また、公開（一部公開）する会議については、プレスリリース等を利用し、周知を図ること。</u></p> <p>第12 会議録の作成、情報提供</p> <p>(1) <u>附属機関は、会議終了後速やかに、会議録を作成し、会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、記載することで今後の審議に支障が生じるなど特別な事情がある場合は、審議会等において協議のうえ該当事項の記載を省略することができるものとする。</u></p> <p><u>ア 会議の名称</u></p> <p><u>イ 開催日時</u></p> <p><u>ウ 開催場所</u></p> <p><u>エ 出席者の所属・役職・氏名（外部者を含む。）</u></p> <p><u>オ 議題</u></p> <p><u>カ 議事内容及び決定事項（議事内容等が非公開の場合はその理由）</u></p> <p><u>キ 会議資料の名称</u></p> <p>(2) <u>前項のうち、議事内容及び決定事項については、市民が容易に理解できるよう簡潔に表現し、要点筆記にて作成するものとする（詳細な記録が必要な場合を除く。）。また、会議の内容によっては、既存の会議次第等を活用し、加筆により作成することができるものとする。</u></p> <p>(3) <u>公開・非公開会議に関わらず、附属機関は、会議録及び会議資料（非公開情報に係る資料及び参考資料を除く。）を市公式ホームページ等により公表することにより、審議状況を明らかにするよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) （削除）</u></p>	<p>(2) 前項の会議開催を行政資料コーナー等において市民の閲覧に供するとともに、会議の日程等の一覧を市のホームページに掲載する。その際、別紙「審議会等の会議開催情報」によるものとする。</p> <p>第7 会議録の作成、情報提供</p> <p>(1) <u>審議会等は、会議終了後速やかに、会議録を作成するものとする。会議録は、当該会議における審議内容、審議経過等を市民が十分理解できるような形式とするよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>審議会等は、会議資料（非公開情報に係る資料及び参考資料等を除く。）を市民の閲覧に供すること、市のホームページに掲載すること等により、審議状況を公表するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 市長は、審議会等の名称、目的等に関する資料を作成し、市民の閲覧に供するものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>第13 廃止・統合の見直し (略)</p> <p>第3章 懇談会等</p> <p>第14 設置及び運営等</p> <p>懇談会等を設置する場合は、所管課は、あらかじめ総務部総務課と協議する。また、附属機関と明確に区別するため、特に次の事項に留意する。</p> <p>(1)から(6) (略)</p> <p>2 第4から第12までの規定は、懇談会等に準用する。ただし、決定事項に関するものは除く。</p> <p>第4章 補則</p> <p>第15 その他 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この指針は、平成27年6月2日から施行する。ただし、第7の規定は、平成27年10月5日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>第9 廃止・統合の見直し (略)</p> <p>第3章 懇談会等</p> <p>第10 設置及び運営等</p> <p>懇談会等を設置する場合は、所管課は、あらかじめ総務部総務課と協議する。また、附属機関と明確に区別するため、特に次の事項に留意する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 第4から第8までの規定は、懇談会等に準用する。</p> <p>第4章 補則</p> <p>第11 その他 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この指針は、平成27年6月2日から施行する。ただし、第7の規定は、平成27年10月5日から施行する。</p>